

～平塚市公園愛護会連絡協議会会報～

Aigo～愛護～

14号～12月28日～

平成22年度公園愛護会連絡協議会視察研修 のご報告

平塚市公園愛護会連絡協議会視察研修会が11月9日(火)に行われました。当日は、気持ちの良い晴天で、11月とは思えないほどの暖かな日となり、また、無事故で視察研修が出来ました。これも、会員の皆様方の御協力あつてのことと紙面を通じまして、厚くお礼申し上げます。

この度、受入に御尽力いただき、協議会でお邪魔いたしましたのは、神奈川県座間市にある「県立座間谷戸山公園」、平塚市寺田縄にある「神奈川県立花と緑のふれあいセンター花菜ガーデン」でした。

座間谷戸山公園では2つの班を編成し、園内散策をしつつ、2か所で説明を受けるという方法で進めていきました。説明は、管理運営の代表である園長と市民団体代表である公園運営会議長からお話をいただきました。公園全体の概要の説明や特徴、運営管理方針や管理上苦悩していることとその対応、運営会議内容やボランティア活動と公園管理の関係等を中心に説明をしていただきました。

花菜ガーデンでは、花や緑に関する資料館にて、職員の代表者の方から、センター概要や成り立ち、年間の行事や体験学習の内容、そして11月の見どころ等について説明をしていただきました。



神奈川県立座間谷戸山公園

私たちがいつまでも守っていききたい自然があります。



園内は、田んぼを中心にした「里」、雑木林で覆われた「山」、わき水や湿地、池のある「水辺」の3つの風景で成り立っています。



里山体験館と田んぼ／里山体験館には、いろいろかまどがあり、昔の農家の雰囲気を感じられます。お弁当タイムや休憩などにご利用ください。



観察林／園内には3か所の観察林があります。それぞれの特徴を観察できます。



パークセンター／管理事務所のほか、総合学習や研修などに利用できるレクチャールームがあります。



野鳥観察小屋／水鳥の池やサンクチュアリの野鳥を、そと観察することができます。



伝説の丘／観音堂にまつわる伝説があります。ここでは座間谷戸山公園本来の植生が見られます。



湿生生態園／キショウブやオギなどの湿性植物や水辺の生き物が観察できます。



野鳥の原っぱ／草原性の野鳥が好むガマズミなどの草木を中心とした植物が見られます。



わきみずの谷／わき水からの流れの周りに棲息する動植物を観察することができます。



水鳥の池／カモやカワセミなどの鳥がやってきます。木製デッキから、のんびりとバードウォッチングができます。里山体験館で貸し出している双眼鏡をご利用ください。

ログハウス／展示・休憩用のホール、ボランティア活動や行事を行う団体のための会議スペースがあります。



県立座間谷戸山公園は里山の保全管理を中心とした 32.1ha の広さを持つ風致公園です。風致公園とは、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地等を一体として取り込んだ都市公園のことです。種別としては、高麗山公園と同じ区分の公園で、広さは平塚市総合公園と同等となります。神奈川県立公園の中でも風致公園は珍しく、「自然生態観察公園」として位置づけられ、平成5年から開設が始まりました。

公園の基本的な管理は、指定管理者制度をもって行なっている状況ですが、谷戸山運営会議を含めたボランティアによる公園づくりが欠かせないものとなっています。ボランティア団体は 10 を超えるものがあり、里山保全として、下草刈りや落ち葉かき、間伐、ゴミ拾いを。菖蒲田の手入れとして、草取りや株分け、施肥等の管

谷戸山憲章

- ◆谷戸山のものは持ち出さない(生き物、土、石など)。
- ◆谷戸山外のものは持ち込まない(ごみ、外来生物、犬の糞など)
- ◆谷戸山の多様な自然環境を生かした利用をする。
- ◆谷戸山は市民参加(ボランティア)活動を促進する。

理を行っていますが、利用者に対しては、ペットの放逐、植物の盗掘、動物の採集が生じないように、谷戸山憲章を守り、利用マナーの向上に努めている公園です。

夜の公園の管理として、警備会社による夜1回の巡回を行っている状況ですが、特に入口付近の多目的広場では、ゴミの散らかしやトイレの破損などの悪戯が問題となっているようです。警告看板の設置や施設を外から見え易い状況を作るなどハード面での対応、ボランティアによる公園の保全活動を通じて利用マナー向上を推進するソフト面での対応を行っている状況ですが、今後も神奈川県との連絡を取りながら、対応を考えていかななくてはならないとのことです。

神奈川県立花と緑のふれあいセンター花菜ガーデン

平成21年度のアンケートにて多数ご要望をいただきました「花菜ガーデン」は、平塚市寺田縄の農業総合研究所の跡地に今年3月1日に開園しました。横浜スタジアムの約3.5倍の9.2haの面積をもち、園芸と農業を親しみ、学び、体験できる場所が提供されています。アグリゾーンでは神奈川県で多く栽培されている野菜の農業体験ができ、特に温室は施設栽培の実体験として、学校の授業などに使われるようになっています。フラワーゾーンでは、早春を彩るハナモモ、昼間だけ咲くムクゲ、2000年にわたって品種改良を加えられてきた数々のバラ、クレマチス、マグノリア、スイレン等、市場に出回らない種の花が年間を通して見ることが出来ます。また、ソメイヨシノ、サルスベリやモミジといった季節の樹木が目を癒してくれます。研修会を行った日は多くの種類のバラが満開でした。愛護会の皆様におかれましても日々の公園緑地の愛護活動に伴い、四季を感じられる瞬間が多くあると思います。



花菜ガーデンとは性質が異なりますが、植栽や愛護活動を通じて市民の方々の和が広がっていければと思います。

今年度は2か所での研修会となりました。公園管理やボランティア活動の話、現地を実際に歩いてみて体験できた発見等はありませんでしたでしょうか。今回の研修会で得られたもの感じられたものを今後の愛護活動に活かさせていただければ幸いです。暖かい一日でしたが、長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。

公園を使用する皆様へ

都市公園内における行為及び工作物の設置・占用する場合の注意点について

もうご存知の方が多いと思われそうですが、公園使用には法律に基づく一定の基準が設けられています。公園使用時の届出の必要性や禁止行為、またそれに違反した場合の罰則規定等今後何回かに渡り、ご紹介をしていきたいと思ひます。

第1回 公園内行為時の届出の必要性について

都市公園内において、行為及び工作物の設置・占用をする場合には一定の基準と手続きが必要になります。この一定基準とは都市公園法、平塚市都市公園条例、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例及び各施行令、施行規則等に則って施行されています。

都市公園内にて、一定の行為を行う場合は、届出が必要になります。

都市公園において、業として写真撮影又は映画撮影を行ったり、競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用する場合は、市長の許可を受けなければなりません。この申請に対しての許可を出す際に、条件を付することができます。平塚市の場合、行為許可全般について一定の許可条件が付せられています（許可書発効時に添付される許可条件をご確認ください）。

この許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければなりません。また、許可を受けた事項を変更しようとする時も同様です。（平塚市都市公園条例第3条）

そして、使用者は、定める額の使用料を納付しなければなりません。（同13条（減免対象行為除く））

現在、平塚市には265箇所の公園が整備されており、そのうち160箇所の公園に愛護会が設立されています。皆さまのお近くの公園で、まだ愛護会が設立されていない公園がありましたら、ぜひ声かけをして愛護会の設立を呼び掛けていただきたいと思います。

なお、ご不明な点は、みどり公園・水辺課までご連絡下さい。



Aigo~愛護~

この会報は、会員皆様の各公園を紹介しています。日頃の清掃や花壇の手入等、写真や記事を募集しています。公園愛護会に所属の会員の方々の力をお借りして、内容をより充実したものにしていきたいと思ひています。

○公園や緑、花が大好きな方 ○会報を作ってみたい方 ○まちづくりに興味のある方

誌面づくりに参加いただける方を随時募集しています。（メールやお便りによるお手伝いも大歓迎です。）

問合せ先

平塚市役所みどり公園・水辺課
電話:0463-23-1111 内線 2176・2515

メールアドレス:

midori.@city.hiratsuka.kanagawa.jp